

発議案第2号

令和5年 3月10日

木古内町議会
議長 又 地 信 也 様

提出者 木古内町議会議員 手塚 昌宏
賛成者 木古内町議会議員 平野 武志
賛成者 木古内町議会議員 竹田 努

木古内町議会委員会条例の一部を改正する条例制定について

上記の議案を地方自治法第112条の規定により、別紙のとおり提出する。

木古内町議会委員会条例の一部を改正する条例

木古内町議会委員会条例（昭和62年10月1日条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第3項中「前2条の規定を準用する。」を「2年とする。ただし、補欠委員の任期は第3条第2項の規定を準用する。」に改める。

第8条第3項中「委員の任期による。」を「2年とする。ただし、変更があったときの任期は前任者の残任期間とする。」に改める。

附 則

この条例は、令和5年5月1日から施行する。